

上場会社代表者 各位

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔 柳 昇

合併等の組織再編、公開買付け、MBO等の開示の充実に関する要請について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、合併、会社分割、株式交換及び株式移転（以下「合併等」という。）の組織再編行為や公開買付け等については、上場会社の株式の価値や支配権に直接影響を及ぼし得るものであることからこれまでも適時適切な開示をお願いしてまいりましたが、近年、これらの行為が著しく増加するとともに、その態様が多様化している状況に鑑みると、これらの行為が行われる場合に、株主・投資者が的確にその内容を理解して投資判断を行うためには、個々の行為の態様に応じて、投資判断上の重要性が高い事項について適切な説明が行われることの重要性がより高まっている状況にあると考えられます。

そこで、上場会社各社におかれましては、合併等の組織再編行為や公開買付け等の投資判断情報としての重要性に鑑み、これらの行為の開示に際しては、以下の点について、御留意いただきますようお願い申し上げます。

1. 合併等の際における開示について、合併等の比率算定の概要を記載するなど、合併等の比率の相当性等に関する説明を充実すること。
2. 公開買付けや意見表明等の際における開示について、法定開示制度における公開買付け届出書・意見表明報告書の記載内容の充実等を踏まえ、公開買付けの目的、公開買付けに関する意見の理由等に関する説明を充実すること。
3. MBO（役員による自社株買収等）、親会社による公開買付け又は親会社との合併等の際における開示について、対価の公正性や株主との利益相反回避措置等に関する説明を充実すること。

このほか、公開買付け又は合併等によって上場廃止となることが見込まれる場合には、上場廃止を目的とする理由等に関する説明を充実すること。また、いわゆる二段階買収の場合には、可能な範囲で、二段階目の合併等の行為に関する透明性の確保に配慮すること。

敬 具